

みんなで考える
みんなで変える



給特法と教職員の大幅増員 を求める学習会

1971年に施行された「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」により、**公立学校の教員には俸給月額4%相当の「教職調整額」を支給するかわりに時間外手当が支給されない仕組み**になっています。

いま教員の超過勤務が大きな問題となり、給特法の見直しや廃止を求める声が広がっています。

長時間労働をなくすためにどうしたらよいのでしょうか。
一緒に考えませんか？

日時 7月15日(土) 14:00～16:00

会場 AIMビル 313会議室

(JR小倉駅北口より徒歩5分)



AIMビル地図

アドバイザー 吹上 勇人さん

(ふきあげ はやと 全日本教職員組合)

全教北九州市教職員組合(全教北九州)・全教北九州共済会

093-280-4776 kitakyu010@educas.jp